

空家等解体費補助金

空家の解体工事を行う方に、
その費用の一部を補助します。



上限 **50** 万円

補助対象経費の2分の1



補助対象空家等

特定空家等であって、次のアからオのいずれにも該当するもの

(特定空家等とは、そのまま放置すると、周囲へ衛生上・保安上の危険があると判断された空家のことです。)

- ア 市内に存するもので、個人が所有するもの。
- イ 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令の対象となっていないこと。
- ウ 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- エ 故意に破損させたものでないこと。
- オ 所有権以外の権利が設定されていないこと。同意があればこの限りでない。

補助対象者(個人)

- (1) 特定空家等の所有者又はその相続人であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助対象空家等の所有者又は相続人が複数人の場合は、対象空家等の除却について、その全員の同意があること。
- (4) 真岡市暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団員等又は真岡市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する密接関係者でないこと。

補助対象工事

市内の事業者が請け負う、
空家等を除却する工事

補助額

補助対象経費の2分の1、
最大50万円(1,000円未満は切り捨て)

その他

- ・補助対象となるか市の事前確認が必要です。
- ・交付決定前に着手した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ・空家を除却することで、土地の固定資産税が増える場合があります。

お問い合わせ 真岡市 市民生活部 くらし安全課 空き家対策係

☎0285-83-8144

Mail: kurashianzen@city.moka.lg.jp

空家等解体補助金手続きフロー

